

平成21年（行コ）第261号

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 齋田友雄外17名

被控訴人 群馬県知事外1名

控訴人準備書面（16）

2013（平成25）年5月21日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 野 上 恭 道 代

同 嶋 田 久 夫 代

同 福 田 寿 男

ほか50名

[目 次]

1	群馬県が水需給計画の裏付けなしで八ッ場ダム事業に参加していることについて...	3
2	群馬県上水道の水需要が縮小の一途をたどること及び水需要予測と実績の乖離について.	5
3	水道用地下水の利用が継続されることについて	7
4	四県営水道の間で水源の融通・振替は可能であることについて	9
5	広桃用水転用水利権は非かんがい期も取水が可能であることについて	12
6	東毛工業用水道も水源の余裕があることについて	14
7	水余りの時代になり，渇水の影響が軽微になったことについて	16
図 1～図 6		20

利水の問題に関し、控訴人ら準備書面（８）に対して被控訴人が被控訴人準備書面（４）で再反論しているため、その主張の誤りを本書面で指摘することにする。

１ 群馬県が水需給計画の裏付けなしで八ッ場ダム事業に参加していることについて

（１）控訴人らの主張

この点に関する控訴人らの主張は、以下のとおりである。

八ッ場ダム事業の検証では、各利水参画者に対して、参画の根拠となる然るべき水需要予測を行っているか否か、さらにその水需要予測が利根川荒川水系フルプランの水需給計画と整合しているか否かについて確認を求めた。これは至極当然のことであって、利根川荒川水系のダム事業に参画する場合は、利根川荒川水系フルプランに位置付けられる水需給計画を策定することが参画の必須の条件である。それだからこそ、八ッ場ダムの検証ではそのことの確認を求めたものである。

これに対して、群馬県は、県央第二水道、東部地域水道、東毛工業用水道についての水需給計画を関東地方整備局に提出している。ここで重要なことは、その水需給計画の是非はともかくとして、被告・被控訴人が八ッ場ダム事業への参画の根拠となる水需給計画を策定していないと繰り返し述べてきたにもかかわらず、実際には策定していて、関東地方整備局からの求めに応じて、その水需給計画を八ッ場ダム事業の検証のために提出したことである。

このことは、本裁判で、被告・被控訴人が虚偽の主張をしてきたことを意味するのであって、きわめて重大である。

（２）被控訴人の反論

これに対して、被控訴人は、以下のとおり反論している。

「控訴人らは、『被控訴人が八ッ場ダム事業への参画の根拠となる水需給計画が策定していないと繰り返し述べてきたにもかかわらず、実際には策定していて、

関東地方整備局からの求めに応じて、その水需給計画を八ッ場ダム事業の検証のために提出したことである。このことは、本裁判で、被告・被控訴人は虚偽の主張をしてきたことを意味するのであって、きわめて重大である。』と主張するが、被控訴人ら準備書面（１）で述べたとおり、これらは参画水量の妥当性を確認し検証するための資料であり、控訴人らの言うような群馬県全体の水需給計画ではない。八ッ場ダム建設事業への参画は、被控訴人ら準備書面（１）で述べたとおり、群馬県企業局と受水市町との基本協定に基づく水量を根拠とするものであり、この水量の妥当性を検証するための上記資料を控訴人らは曲解して、虚偽の主張をしているなどと非難するが、言い掛かりでしかない。」（被控訴人準備書面（４）４頁～５頁。下線は控訴人代理人。）

（３）控訴人らの再反論

被控訴人の上記反論に対し、控訴人らは、次のとおり再反論する。

被告・被控訴人は群馬県全体の水需給計画だけではなく、県の水道用水供給事業と工業用水道事業も水需給計画は存在しないと主張してきた。そのことは、被控訴人準備書面（１）６７頁の次の記述からも明らかである。

「群馬県の八ッ場ダム建設事業への参画水量は、前述のとおり、各上水道事業者との基本協定量及び各契約企業との契約水量の総和をその根拠としている。これは、参加の必要と水量を裏付ける十分な根拠となるのであって、これを超えて水道用水供給事業の各受水市町の水需要予測を決めなければならないというものではない。特定多目的ダム法、河川法等の関係法令においても、ダム建設事業への参画に際し、都道府県又は水利権申請者に対し、水需要予測を伴う水需給計画の策定を義務付けてはいないのである。八ッ場ダム使用権設定予定者の地位にある者としての責務を放棄したなどという主張は、的外れのものでしかない。」

このような被告・被控訴人の主張が原審から繰り返されてきたからこそ、原判決では次の判示があり、県による水需要過大予測の問題が不問に付されたのであ

る。

「要するに群馬県においては確度の高い水需要予測はされていないのであって、水需要予測に関する主張立証を勘案する限りにおいては、利水上の必要性ないし不要性については未だ判断しがたいといえる。」（原判決44頁）

被告・被控訴人が準備書面（4）で「控訴人らの言うような群馬県全体の水需給計画ではない」と述べて、県の水道用水供給事業、工業用水道事業も水需給計画が存在しないとしてきた従来の主張をあいまいにすることは許されない。「県の水道用水供給事業と工業用水道事業も水需給計画も存在しない」とする主張が虚偽であったことは明らかである。そのような虚偽の主張に沿った上記原判決の判示は破棄されなければならない。

2 群馬県上水道の水需要が縮小の一途をたどること及び水需要予測と実績の乖離について

（1）控訴人らの主張

この点に関する控訴人らの主張は、以下のとおりである。

被控訴人の反論は群馬県の水道用水が縮小の一途をたどること自体については「断言できるものではない」としか言っておらず、被控訴人も否定することができない事実であることをうかがわせるものになっている。群馬県の人口が減っていくことは群馬県の予測でも明らかになっている。

被控訴人は群馬県の水道の需要が縮小の一途を辿ることを否定できないからこそ、地下水源から表流水への転換とか、近年の少雨化傾向といった実体のない話を持ち出しているのである。

被控訴人の反論は、利根川荒川水系第5次フルプランの策定のための水需給計画（群馬県から国土交通省への回答）は八ッ場ダム建設事業への参画を根拠づけるものではないと、水需給計画そのものの意味を否定していることに終始してい

る。その水需給計画における水需要予測が実績と著しく乖離して、架空のものになっていることについては何も答えていない。

(2) 被控訴人の反論

これに対して、被控訴人は、以下のとおり反論している。

「控訴人らは、地下水から表流水への水源転換の必要性や近年の少雨化傾向による取水量の減少の可能性は実体のないものであり、群馬県上水道の水需要が今後も縮小の一途をたどることから、表流水依存の増加は根拠がないと主張するが、控訴理由書における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（1）で反論したとおりである。

控訴人らは、需給想定調査による群馬県の水需要の予測は実績と著しく乖離して、架空のものになっていると主張するが、控訴理由書における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（1）で反論したとおりである。」（被控訴人準備書面（4）5頁）

(3) 控訴人の再反論

被控訴人の上記反論に対し、控訴人らは、次のとおり再反論する。

被控訴人は被控訴人ら準備書面（1）で反論したとおりであるとの文言を繰り返すのみで、反論のための資料を示そうともしないが、控訴人らは控訴人の主張を裏付ける資料を示すことにする。今年3月27日に国立社会保障・人口問題研究所は「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を発表した。それには2040年までの長期的な推計が示されている。

図1は群馬県の人口について実績と国立社会保障・人口問題研究所の推計をグラフ化したものである。群馬県の人口は2003年の203万人をピークに減り続け、2040年には163万人になる。ピーク時の2割減である。

図2は群馬県上水道の一日最大給水量および一人一日最大給水量の実績を見た

ものである。一日最大給水量は1990年代中頃のピーク時の111万 m^3 /日から2010年度は91万 m^3 /日へと、18%減り、一人一日最大給水量は1990年代中頃のピーク時の606 リットル /日から2010年度は484 リットル /日へと20%減っている。一日最大給水量の減少のほとんどは一人当たり水量が減ってきたことにある。このように群馬県全体の上水道は最近約15年間に2割近くも減ってきたのであるから、凄まじい減少である。

一人当たり水量の減少はすでに述べたように、節水型機器の普及や、ライフスタイルの変化により、水の使い方が変化し、水需要量の年間変動が小さくなってきたことなどによるものである。節水型機器の普及はまだ途上にある。水洗便器等の水使用機器は節水型があることが重要なセールスポイントとなっていて、より節水型の機器が今後も開発されていくので、一人当たり水量の減少傾向が今後もしばらく続いていくことは必至である。

以上のように、群馬県の人口が将来は大幅に減っていき、さらに、一人当たり水量の減少傾向が今後も続いていくのであるから、群馬県上水道の一人最大給水量が急速に縮小の一途を辿っていくことが確実に予想される。

そのように将来を見据えれば、群馬県の水道用水が急速に減っていくことは必至なのであるから、被控訴人が如何に繕うとも、群馬県にとって八ッ場ダムが利水面で不要のものになることは火を見るよりも明らかである。

3 水道用地下水の利用が継続されることについて

(1) 控訴人らの主張

水道用地下水の利用に関する控訴人らの主張は、次のとおりである。

第5次利根川荒川水系フルプランのために2007（平成19）年10月に群馬県が策定した「水需給計画」では、平成16年度の実績4.300 m^3 /秒に対して、群馬県が策定した「水需給計画」は2015（平成27）年度における上水道の地下水の計画値を4.282 m^3 /秒で、平成16年度の実績値とほぼ同じであるから、

群馬県が利根川荒川フルプランを構成する水需給計画で、水道用地下水の削減を想定していないことは群馬県が自ら示していることであって、議論の余地のないことである。

2011年3月には福島第一原子力発電所事故の影響で利根川水系水道水は放射性物質ヨウ素131の汚染が重大な問題になった。一時は一部の浄水場は取水停止にもなった。この時に放射性物質汚染に対して最も安全性が高かったのは地下水を水源とする水道水であった。また、2012年5月には利根川系水道水のホルムアルデヒド汚染が大きな問題になった。この時もホルムアルデヒド汚染と無縁であったのは地下水を水源とする水道水であり、事故時には地下水の利用が図られた。このような利根川水系水道の水質汚染事故は、地下水が如何に安全な水道水源であるかを物語っており、むしろ、今後は水道用地下水の利用を可能な範囲で増やしていくことが必要である。

(2) 被控訴人の反論

これに対して、被控訴人は、以下のとおり反論している。

「控訴人らは、群馬県はフルプランを構成する水需給計画では水道用地下水の削減を想定しておらず、また、群馬県の地盤沈下は十分沈静化しているので、水道用地下水の利用を現状以上に増やすことを検討すべきである旨主張するが、控訴理由書における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面(1)で反論したとおりである。

また、表流水には放射性物質汚染や化学物質汚染があるなどと縷々主張するが、表流水の汚染は比較的短期間で緩和されるのに対して、地下水は、被控訴人らが準備書面(1)に反論したように、いったん汚染されるとその影響が長期間継続するため、水道事業者は、それらを勘案し、地下水のみに依存することなく表流水をも利用して、清浄な水を安定的に供給するよう努めているのであり、いずれにしても、控訴人らの考え方は地盤沈下の影響や地下水汚染の影響を軽んずるも

ので、適切な危機管理を目指す水道事業者としては到底受け入れることができない。」(被控訴人準備書面(4)6頁)

(3) 控訴人らの再反論

被控訴人の上記反論に対し、控訴人らは、次のとおり再反論する。

被控訴人は被控訴人ら準備書面(1)で反論したとおりであるとの文言を繰り返すのみで、具体的な反論がない。それは、利根川荒川フルプランを構成する水需給計画で水道用地下水の削減を想定していないことは群馬県が自ら示していることであり、その確かな事実を否定することができないからに他ならない。

また、被控訴人は、「地下水は、いったん汚染されるとその影響が長期間継続するため、水道事業者は、それらを勘案し、地下水のみに依存することなく表流水をも利用して、清浄な水を安定的に供給するよう努めている」と述べているが、群馬県の水道用地下水でそのように深刻な汚染事故が起きたことがあったのか。もしあったならば、具体的な例を示すべきである。利根川で実際に起きたことは逆である。放射性物質やホルムアルデヒド原因物質による利根川河川水の汚染であって、地下水の水質の良好さを浮き彫りするものとなった。群馬県の水道全体では地下水は水源として少なからず利用され、県民にとって重要な水道水源なのであるから、被控訴人が地下水の利用にマイナスイメージを与えるような架空の話を持ち出すことは厳に慎むべきである。

4 四県営水道の間で水源の融通・振替は可能であることについて

(1) 控訴人らの主張

この点に関する控訴人らの主張は、以下のとおりである。

群馬県全体の上水道の需要がかなりの速度で減ってきているので、それに伴って県営水道の一日最大取水量も減少してきたと考えられる。もし、2006年度

から2010年度までの減少速度が今後も続けば、2018年度には4県営水道の一日最大取水量はその安定水利権247,536m³/日を下回るようになる。もちろん、これはあくまで一つの試算であるけれども、群馬県の上水道全体の水需要が縮小の一途をたどっているのです、近い将来にその時期が訪れると予想される。

その時点以降は、各市町村上水道の自己水源の使用量は2006年度のままであっても、4県営水道の間で水源の融通・振替を行うことさえできれば、被控訴人が言う安定水利権のみで需要を充足することができるようになる。

(2) 被控訴人の反論

これに対して、被控訴人は、以下のとおり反論している。

「企業局の4つの水道用水供給事業で取水が許可されている安定水利権は、現在取水量ベースで合計で2,515m³/秒、日量換算で約21万7500m³/日のみである。受水市町村への給水のために必要な取水量は、平成24年度の協定水量で約29万2000m³/日であり、暫定豊水水利権として許可されている1,186m³/秒（日量換算約10万2000m³/日）がなければ、協定に基づく給水はできないのであり、控訴人らの言う10万m³/日の余剰などは存在しない。」
(被控訴人準備書面(4)7頁)

(3) 控訴人らの再反論

被控訴人の上記反論に対し、控訴人らは、次のとおり再反論する。

被控訴人は平成24年度の協定水量を新たに持ち出して反論しているが、協定水量が不変のものでなく、実際の受水実績をベースにして適宜見直されるものであるから、県営水道の配水量が減っていけば、協定水量も減っていくことは確実である。

今後を考えた場合、前出の図1で示したように、群馬県の将来人口が縮小して

いくこと、さらに、前出の図2で示したように、群馬県水道全体の一人一日最大給水量がかなりの速度で減ってきており、今後も節水型機器の普及等により、その傾向がしばらくの間が続くことを踏まえれば、両者が相まって、群馬県水道全体の一日最大給水量が急速に縮小していくことは必至である。図3はその将来動向を推測したものである。群馬県水道全体の一日最大給水量は2010年度実績約91万m³/日が2040年度頃には70万m³/日を下回るようになることが予想される。

群馬県全体の水道用水がこのように急速に縮小していくのであるから、群馬県営水道の平成24年度の協定水量が約29万2000m³/日であっても、今後、その協定水量に近い将来に県営水道の安定水利権24万7536m³/日を下回るようになることは確実に予想される。

その時点以降は、4県営水道の間で水源の融通・振替を行うことさえできれば、被控訴人が言う安定水利権のみで需要を充足することができるようになる。

なお、被控訴人は4県営水道の安定水利権を約21万7500m³/日としているが、これには水源としては保有しているが、必要がないので水利権の許可を受けていないものが含まれていない。4県営水道が保有する安定水源は次に示すように正しくは合計24万7536m³/日である。

群馬県の県営水道が保有する水源の内訳は次のとおりである。(下線が安定水源とされている水源を示す。)

① 県央第二水道	夏期	冬期
<u>矢木沢ダム</u>	<u>0.350 m³/秒</u>	<u>奈良俣ダム</u> 0.350 m ³ /秒
広桃用水転用	1.490 m ³ /秒	(ハッ場ダム暫定)
② 東部地域水道	夏期	冬期
広桃用水転用	0.510 m ³ /秒	(ハッ場ダム暫定)
③ 県央第一水道	夏期	冬期
<u>矢木沢ダム</u>	<u>1.370 m³/秒</u>	<u>奈良俣ダム</u> 1.370 m ³ /秒

群馬用水転用 $0.630 \text{ m}^3/\text{秒}$ 群馬用水転用 $0.630 \text{ m}^3/\text{秒}$

④ 新田山田水道 夏期と冬期

四万川ダム $0.165 \text{ m}^3/\text{秒}$

奈良俣ダム $0.350 \text{ m}^3/\text{秒}$

5 広桃用水転用水利権は非かんがい期も取水が可能であることについて

(1) 控訴人らの主張

この点に関する控訴人らの主張は、以下のとおりである。

利根川の非かんがい期は水利用の面で十分な余裕がある。利根川の利水基準点である栗橋地点の毎日の実績流量の推移を見ると、非かんがい期に取水制限流量約 $79 \text{ m}^3/\text{秒}$ を下回ることが少なからずある。取水制限流量約 $79 \text{ m}^3/\text{秒}$ は、利根川の暫定水利権の水利使用規則に記載されている値で、建前としては実績流量がこの取水制限流量を下回れば、取水を停止しなければならない流量である。しかし、実際には1983～2002年度の20年間を例にとってみると、1984, 85, 87, 89, 94, 95, 96年度の7ヵ年では実績流量が取水制限流量を1ヵ月間以上、下回っており、大半の年度は $60 \text{ m}^3/\text{秒}$ 前後まで流量が低下しているが、取水は停止されていない。そのうち、1995年度(96年の冬)と96年度(97年の冬)は取水制限があったものの、自主節水(節水への協力呼びかけ)にとどまっており、給水圧を調整する給水制限も行われず、生活への影響はほとんどなかった。

このように、県央第二水道などの暫定水利権の水利使用規則に取水制限流量が記載されているものの、それは名目上のことであって、実績流量がそれを下回っても、取水は続けられている。その理由は取水制限流量が $20 \text{ m}^3/\text{秒}$ 以上過大に設定されていることにある。したがって、広桃用水転用水利権は暫定水利権として扱われているものの、実態は取水に支障をきたすことはなく、安定水利権と変わらないものである。

(2) 被控訴人の反論

これに対して、被控訴人は、以下のとおり述べている。

「控訴人らは、利根川には非かんがい期において水利用の面で十分な余裕があり、取水が可能となっているので、暫定豊水水利権も安定水利権として扱うべきである旨主張するが、控訴理由書における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（1）で反論したとおりである。

あえて付言すれば、控訴人ら自らは『実際の非かんがい期において水利使用規則の取水制限流量を実績流量が下回ることが少なからずある』ことを実態として認め、非かんがい期には取水制限が生じることを認めていながら、取水しても問題は生じないなどと水利秩序の根底を否定するような主張をしており、控訴人らの主張は、到底是認できるものでない。」（被控訴人準備書面（4）7頁～8頁）

(3) 控訴人の再反論

以上のように、この点について被控訴人から新たな反論がないので、再反論は差し控えるが、控訴人の主張を正しく理解していないところがあるので、その点だけを指摘しておく。

被控訴人は「非かんがい期には取水制限が生じることを認めていながら、取水しても問題は生じないなどと水利秩序の根底を否定するような主張をしており」と記述しているが、非かんがい期の取水制限はまれであって、あっても問題になるようなものではない。今まで冬期の取水制限が行われたのは1996年の冬と97年の冬のたった2回だけであり、しかも、いずれも自主節水にとどまっており、生活への影響はほとんどなかった。したがって、広桃用水転用水利権は暫定水利権とされているものの、非かんがい期に取水に支障をきたしたことはほとんどない。被控訴人はこの事実を正しく認識すべきである。

6 東毛工業用水道も水源の余裕があることについて

(1) 控訴人らの主張

この点に関する控訴人らの主張は、以下のとおりである。

被控訴人は取水制限時のために契約水量を担保する保有水源がなければならぬと主張している。しかし、契約水量を担保する保有水源を確保しておくことと取水制限時にどのようなメリットがあるのか、被控訴人の主張は具体的ではなく、不明瞭である。

被控訴人がしきりにこだわる契約水量は、漸減傾向にあつて、広桃用水転用水利権を除く保有水源との差は2010年度ではわずか0.5万m³/日である。日本の経済情勢を見れば、漸減傾向は今後も続くであろうから、近い将来には契約水量が広桃用水転用水利権を除く保有水源を下回る可能性が高い。

その場合は、八ッ場ダムによって広桃用水転用水利権の非かんがい期の水利権を得る必要性は皆無となる。もちろん、実際には広桃用水転用水利権の非かんがい期の取水に何ら問題がないから、東毛工業用水道は有り余る水源を保有することになる。

(2) 被控訴人の反論

これに対して、被控訴人は、以下のとおり反論している。

「工業用水は、企業において24時間常時均等な受水が可能であるような水量をもって契約されているが、企業の操業時間によって給水量は必ずしも24時間均等にならず、1日単位で給水量（使用実績）を見れば、契約水量に対する比率が結果的に5～6割程度になることもあり得る。しかし、工業用水道事業の使命は、企業が必要とする操業時間帯にその需要を満たせるように給水することであり、東毛工業用水道の最大取水量を時間単位で見れば、契約水量の最大90%を超えている（乙395号証）のであり、日量単位の給水量実績と確保水源量を比較するだけでは妥

当ではなく、控訴人らの主張は失当である。

また、控訴人らは東毛工業用水道の契約水量が漸減傾向にあり、今後もこの傾向が続くから有り余る水源を保有することになると結論付けているが、群馬県の長期計画である第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」を推進する施策の一つとして、企業局は、群馬県の地理的及び地形的条件の優位性から計画的に東毛地域に産業団地を整備し、そこに進出する企業に工業用水を安定的に供給することにより、この総合計画の一翼を担うこととしている。」(被控訴人準備書面(4)8頁～9頁)

(3) 控訴人らの再反論

被控訴人の上記反論に対し、控訴人らは、次のとおり再反論する。

図4は東毛工業用水道の日最大給水量および契約水量の経年変化と保有水源との関係を最新の2012年度まで見たものである。日最大給水量、契約水量とも2011～12年度に大きく減り、2012年度にはそれぞれ6.3万 m^3 /日、9.5万 m^3 /日に落ち込んでいる。広桃用水転用水利権を除く保有水源は給水量ベースで10.4万 m^3 /日であるから、すでに広桃用水転用水利権なしでも水需給には十分な余裕がある状態になっている。被控訴人がこだわる契約水量も2012年度には広桃用水転用水利権を除く保有水源を0.9万 m^3 /日も下回っている。

この点に関して、被控訴人は「工業用水道事業の使命は、企業が必要とする操業時間帯にその需要を満たせるように給水することであり、東毛工業用水道の最大取水量を時間単位で見れば、契約水量の最大90%を超えている(乙395号証)のであり、日量単位の給水量実績と確保水源量を比較するだけでは妥当ではない」と反論している。

しかし、被控訴人は乙395号証の数字の見方を誤っている。被控訴人が使った時間あたり水量は取水量である。契約水量との関係を見るならば、配水量を使わなければならないのに取水量を使っている。これは初歩的な誤りと言えるレベルの誤

りである。浄水場は操業状態により、多く取水したり、少なく取水することがあり、時間当たり取水量は大きく変動するのは当然である。浄水場では取水量は変動があるもの、浄水を配水池に入れて調整して配水する。この配水量は変動が小さい。図5は乙395号証から毎時の取水量と配水量の変動を描いたものである。毎時の取水量に比べて毎時の配水量は変動がかなり小さい。同図の例では毎時の最大配水量は平均配水量の1.16倍にとどまっている。

この比を2012年度の実績に当てはめれば、毎時の最大配水量の日量換算値は $6.3\text{万m}^3/\text{日} \times 1.16 = 7.3\text{万m}^3/\text{日}$ であり、契約水量 $9.5\text{万m}^3/\text{日}$ の75%にとどまっている。したがって、契約水量に近い水量が実際に必要となることはなく、被控訴人の主張は失当である。もっとも、2012年度は上述のように、契約水量がすでに広桃用水転用水利権を除く保有水源 $10.4\text{万m}^3/\text{日}$ をかなり下回っているため、契約水量のことを問題にする必要もなくなっている。

7 水余りの時代になり、渇水の影響が軽微になったことについて

(1) 控訴人らの主張

この点に関する控訴人らの主張は、以下のとおりである。

被控訴人は相変わらず、平成8年渇水を取り上げるが、この渇水は今から17年前のことである。まして、被控訴人が強調しているのは渡良瀬川の渇水であるが、八ッ場ダムがもしあったとしても、八ッ場ダムから補給できるのは利根川本川筋であり、渡良瀬川には補給することができない。八ッ場ダムと全く無関係な渡良瀬川の渇水を取り上げて渇水の問題を強調するのは不当である。

利根川における最近約20年間の渇水の状況をみると、渇水と言えるような渇水は平成6年渇水、平成8年渇水であって、それも減圧給水にとどまっており、生活への影響は小さなものであった。減圧給水と断水とでは生活への影響が根本的に違う。減圧給水は水の出が悪くなるものの、水を使いたい時に使うことができるが、

断水はそうではなく、生活への影響が大きい、平成6年渇水、平成8年渇水は減圧給水にとどまっている。

そして、その後、水需要の減少と水源開発の進捗によって利根川水系では保有水源と水需要との差が次第に大きくなって水余りの状態が顕著になってきているから、仮に平成8年並みの渇水が再来しても、その影響が当時よりかなり軽微なものになることが予想される。

(2) 被控訴人の反論

これに対して、被控訴人は、以下のとおり反論している。

「ちなみに、平成24年9月においても、少雨傾向により降水量が平年よりも少なく、利根川上流8ダムでは貯水量が平年を大きく下回る状況が続き、同年9月1日から10%の取水制限が行われ、10月3日に全面解除されるまでの期間は23日間に及んだ。この取水制限に対応するため、群馬県はインターネットやラジオなどによる広報活動により県民の方々に節水の協力をお願いし、また企業局は工業用水の受水企業に対して、節水の協力を文書で依頼したところである。幸いなことに、台風による降雨により利根川上流ダムの貯水量が回復し、河川流況も改善されたことから10%を超える取水制限には至らなくて済んだが、渇水は、県民の生活や企業活動に大きな影響を及ぼすものであり、近年の少雨化傾向によりいつでも渇水が起こり得るのであって、控訴人らの「渇水」を必要以上に強調しているという主張は、言い掛かりでしかない。

なお、広大な利根川水系全体では概ね2～3年に1度の割合で、渇水が生じている状況にあり、支川渡良瀬川は近年、平成14年、平成16年、平成17年、平成23年、平成24年の5ヵ年で取水制限が実施されるなど、渇水の発生頻度が非常に高い。」(被控訴人準備書面(4)10頁)

(3) 控訴人らの再反論

被控訴人の上記反論に対し、控訴人らは、次のとおり再反論する。

被控訴人が平成24年9月の取水制限を取り上げて問題視しているのも、この渇水の正しい見方を述べることにする。なお、被控訴人は相変わらず渡良瀬川の渇水を取り上げて渇水が頻発していると述べているが、すでに指摘したように、八ッ場ダムがもしあったとしても、八ッ場ダムから補給できるのは利根川本川筋であり、渡良瀬川には補給することができない。八ッ場ダムと全く無関係な渡良瀬川の渇水を取り上げて渇水の問題を強調するのは不当である。

2012年は9月11日から利根川の10%取水制限が始まったが、23日までの雨で利根川水系ダムの貯水量が回復して24日午後5時から取水制限が休止され、10月3日午前10時に全面解除になった。したがって、取水制限の期間は実質2週間であり、また、取水制限は10%にとどまり、水道事業者等で給水制限を行ったところはなく、生活等への影響がない軽微な渇水であった。

さらに、この渇水は取水制限が本当に必要であったか、疑わしい渇水であった。

図6 は利根川で最大の水利用者である利根大堰の農業用水の最大取水量を半旬別にみたものである。6～8月には最大で60～65 m³/秒も取水していたものが9月に入ってから20 m³/秒、10 m³/秒へと次第に小さくなって、10月からはゼロになる（冬期の試験通水のための取水量を除く）。ちなみに東京都水道の取水量は各水系の河川水と地下水を合わせて、最大で約55 m³/秒であるから、利根大堰の農業用水の6～8月の取水量は非常に大きい。それが9月に入ってゼロに向かって急速に小さくなり、利根川の利水状況が大幅に改善されていくのであるから、本来は取水制限が必要な渇水ではなかったと考えられる。

なお、この渇水でも、新聞やテレビは利根川水系8ダムの中で貯水率が最も低くて湖底が露出した矢木沢ダムをしきりに取り上げて、渇水到来の危機を伝えた。しかし、公表される矢木沢ダムの貯水率は正しい数字ではない。たとえば9月10日の矢木沢ダムの貯水率は6%（貯水量695万m³）となっていたが、これは発電専用容量の貯水量3,820万m³を含まない貯水率であり、それを入れると、貯水率

は30%近くまで跳ね上がる。節水に努めることは必要だとしても、渇水の到来をしきりに煽って、ダム建設の必要性をアピールしようとする国土交通省は困ったものである。

とにかく、群馬県だけではなく、利根川水系全体の水需要が減少の一途をたどっており、今後は人口の減少も相まって、水需要の縮小は必至の情勢である。水余りが年々顕著になっていく時代であるから、降雨量が少ない年が来ても、その影響はますます小さくなっていくことは確実である。

以 上

図1 群馬県の総人口

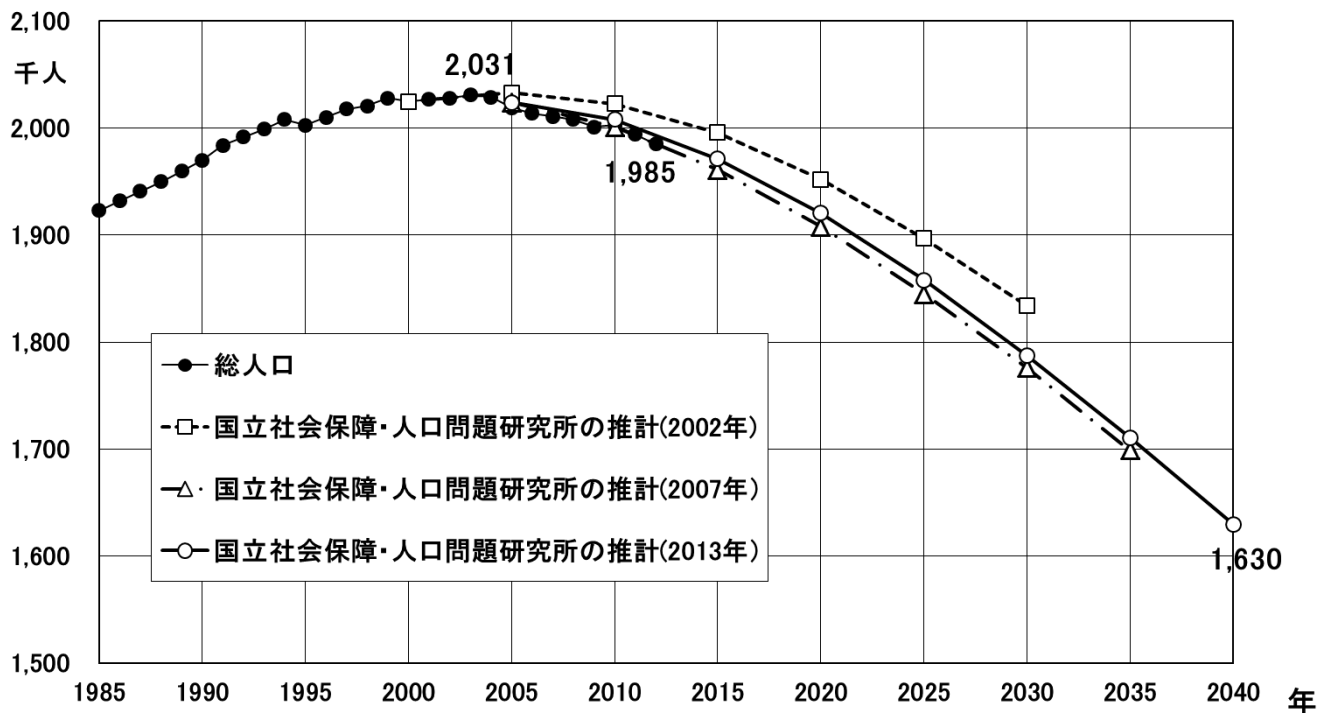


図2 群馬県上水道の給水量の推移

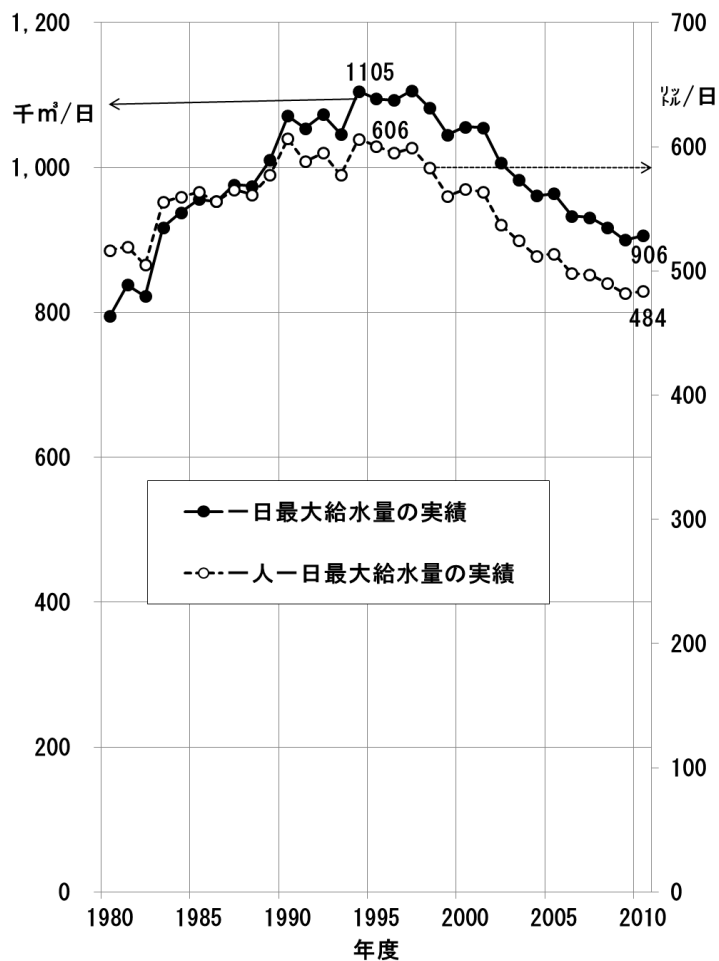


図3 群馬県上水道の給水量の将来動向

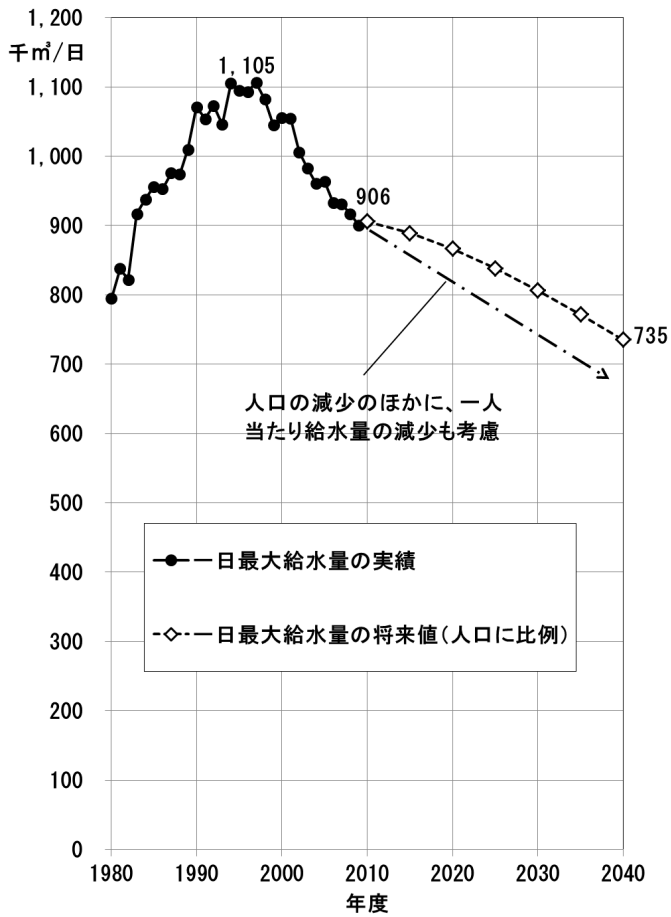


図4 群馬県東毛工業用水道の実績

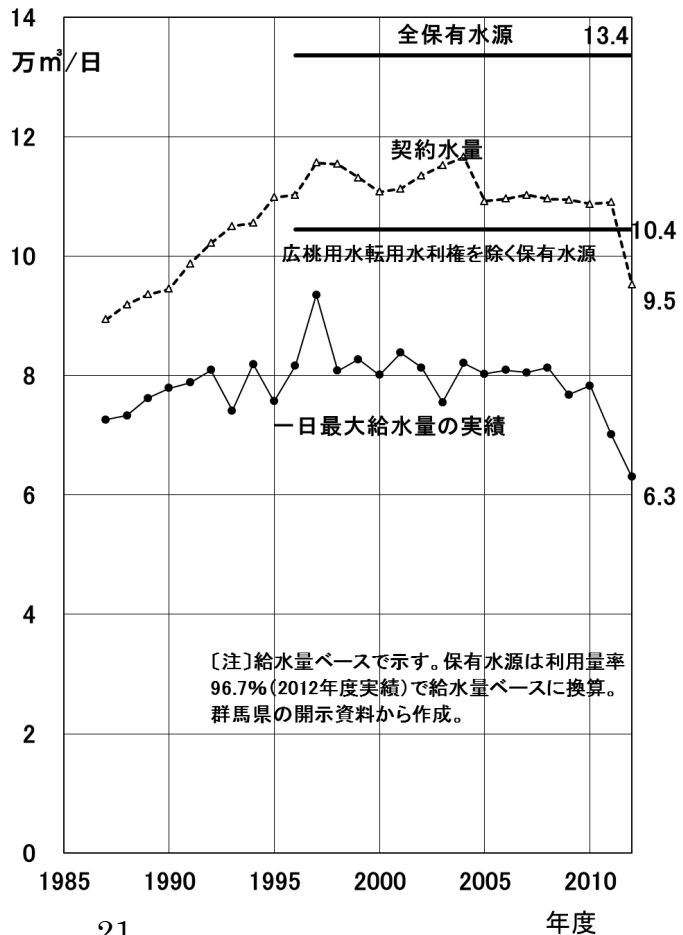


図5 東毛工業用水道の毎時の水量

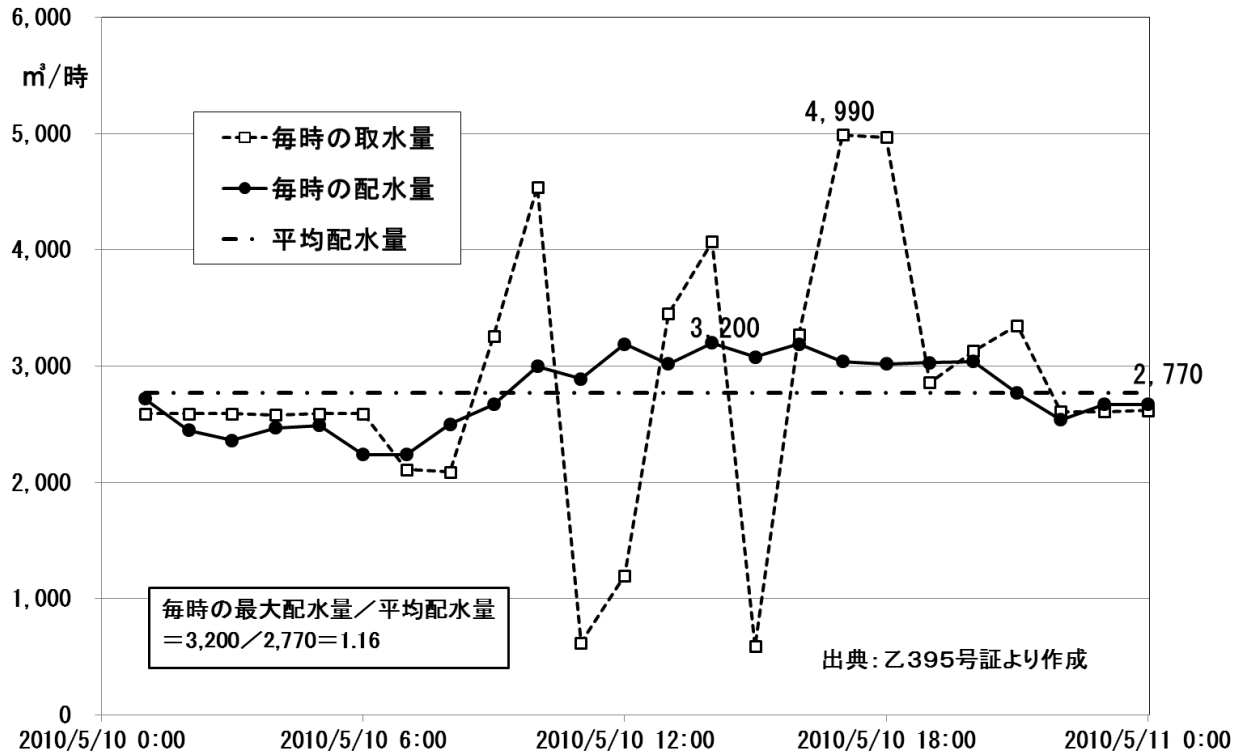


図6 利根大堰・農業用水の最大取水量

